

官報

号外

平成二十八年三月二十四日

○第九十回国 衆議院會議録 第十九号

平成二十八年三月二十四日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成二十八年三月二十四日

午後一時開議

- 第一 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 第二 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)
- 第三 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 第四 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百八十九回国会、本院提出)(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を審査するため委員四十五人よりなる環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)
- 日程第一 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 日程第二 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)
- 日程第三 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 日程第四 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第七 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百八十九回国会、本院提出)(参議院送付)

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立国会図書館の館長の任命承認の件

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(大島理森君) 特別委員会につきお諮りいたします。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を審査するため委員四十五人よりなる環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

日程第一 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第一、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠山清彦君。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

平成二十八年三月二十四日 衆議院會議録第十九号

特別委員会設置の件 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する升田世喜男君の質問
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する藤野保史君の質問

継続されるものと考えており、現在日本原燃が担っている地元雇用や地域振興が損なわれることはない、このように考えています。(拍手)

〔国務大臣馳浩君登壇〕

○国務大臣(馳浩君) 升田世喜男議員から三つ質問がありました。

最初に、「もんじゅ」を存続させることの大義と、新たな運営組織のめどについてお尋ねがありました。

エネルギー基本計画において、核燃料サイクルの推進は、資源の有効利用や放射性廃棄物の減容、有害度低減等の観点から、我が国の基本的な方針とされており、「もんじゅ」は核燃料サイクルの推進において重要な施設であります。

本計画において、「もんじゅ」は、克服しなければならぬ課題について、国の責任のもと十分な対応を進めるとされており、文科省が研究開発を進めるために必要な予算を措置しているところであります。

また、「もんじゅ」については、原子力規制委員会より、原子力機構にかわる新たな運営主体を特定するよう求める勧告が発出されている状況であり、文科省としては、本勧告に真摯に対応するため、昨年十二月に、私のもとに「もんじゅ」の在り方に関する検討会を設け、検討を進めているところであります。

文科省としては、可能な限り速やかに、「もんじゅ」を取り巻く課題を解決できるよう、引き続き前面に立って対応を進めてまいります。

次に、「もんじゅ」を国際的な研究拠点とする点についてお尋ねであります。

研究開発に取り組むこととされております。

国際的には、フランスやロシアといった国々が高速炉の研究開発に積極的に取り組んでおります。その中でも、フランスは、新たな実証炉の計画を有する等、高速炉の研究開発に積極的に取り組んでおり、我が国の「もんじゅ」の活用には大きな期待を寄せております。

また、立地自治体である福井県は、「もんじゅ」をエネルギー研究開発拠点化計画の中核的な研究拠点として高い期待を寄せています。

文科省としては、「もんじゅ」が廃棄物減容や有害度低減等のための国際的な研究拠点として果たすべき研究開発を着実に進めていけるよう、課題を速やかに解決してまいります。

次に、プルト二ウムの需給のバランスのお尋ねであります。我が国は、利用目的のないプルト二ウムは持たないとの原則を堅持しております。文科省としては、これを実効性あるものとするため、エネルギー基本計画に基づき、アメリカやフランス等と国際協力を進めつつ、高速炉等の研究開発に取り組んでいくところであります。

引き続き、関係省庁とも連携しながら対応してまいります。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣(岸田文雄君) 日米原子力協定についてお尋ねがありました。

日米原子力協定の当初の有効期間は三十年、二〇一八年七月十六日までですが、その後は、自動的に失効するのではなく、日米いずれかが終了通告を行わない限り存続されます。

現時点において、日米原子力協定の二〇一八年七月以降の取り扱いについて何ら決定されておりませんが、同協定は、日米間の原子力協力のみならず、我が国の原子力活動の基盤の一つをなすものであり、極めて重要であります。

賠償に全力を尽くすことではないでしょうか。

次に、法案について質問します。

本法案は、原発の運転に伴って発生する使用済み核燃料の再処理等を推進するため、国の関与を強め、認可法人や拠出金制度を創設するものです。これにより、電力自由化のもとでも核燃料サイクル政策を維持しようとしています。

しかし、核燃料サイクルの本命である高速増殖炉「もんじゅ」は、総額一兆円以上投入しながら、もう二十年間、一度も発電していません。昨年十一月には、原子力規制委員会が、「もんじゅ」のあり方を根本的に見直すべきという勧告を出すに至っています。

再処理で生まれるプルト二ウムを加工したMOX燃料を普通の原発で使うプルサーマル発電は、昨年までに十六基から十八基が稼働している計画でしたが、現時点で一基も動いておりません。仮にプルサーマルを強行しても、その後出てくる使用済みMOX燃料の取り扱いについて、具体的な場所や方法は何も決まっていません。本法案により再処理を進めても、核燃料サイクルが回る見通しは全くないのです。

核兵器に転用できるプルト二ウムを日本が四十七・八トンも保有していることに対しては、世界から厳しい目が向けられています。本法案により再処理を進め、プルト二ウムをさらにふやすことは、国内外で矛盾を激化させるだけです。

行き詰まった核燃料サイクルを初め、原発推進路線全体を見直し、撤退を判断すべきではありませんか。

使用済み核燃料の処分の方については、全量を再処理するのか、一部を再処理するのか、直接処分か、当面貯蔵かなど、大きな違いがあります。

す。政府自身、二〇〇五年の現行法制定時には、経済的なコストの大小を含め、この四つのシナリオいずれにするか議論を行っていたはずですが、ところが、今回は、福島第一原発事故という未曾有の経験をしたにもかかわらず、こうした議論を行った形跡がありません。なぜ直接処分ではなく全量再処理路線なのか、明確な答弁を求めます。

これに対しては、アメリカからも強い懸念が寄せられています。トーマス・カントリーマン米國務次官補は、三月十七日、米上院外交委員会の公聴会で、経済合理性や余剰プルトニウムの観点から、日本の核燃料サイクル計画は停止することが望ましいとの考えを示しました。

日本が核燃料サイクルを推進するには、アメリカの包括同意が不可欠ですが、その根拠となる日米原子力協定は、二〇一八年で期限切れを迎えます。政府は、米国としかるべき検討、交渉を続けていくと答弁していますが、どのような検討をし、どのような方針で交渉しているのでしょうか。

本法案は、青森県六ヶ所村の再処理施設に存在する約三千トンの使用済み核燃料だけでなく、全国に貯蔵されている一万五千トン、さらには今後再稼働で生み出される全ての使用済み核燃料にかかる費用を、積立金方式から拠出金方式に変えようとしています。

また、これまで対象外だったMOX燃料工場の費用も対象としています。アメリカ政府は、建設コストが当初見込みの七倍を超えたことから、二〇一五年度予算でMOX工場の建設を凍結しました。アメリカも撤退するような事業を新たに加えるなど、無謀にもほどがあります。

現行法制定時の議論であえて対象から外されていたこれらの費用を、なぜ今回は加えるのか。また、それぞれ幾らかかると試算しているのか、答弁を求めます。

本法案の骨格を審議した経産省の調査会は、昨年十一月の中間報告で、過去に発生した使用済み核燃料に係る資金や将来的に何らかの事情によって事業全体に要する費用が変動した場合も、必要な額を確保するとしています。

これはまさに、過去、現在、未来にわたって、青天井で、核燃料サイクル全体にかかる費用を対象にするものではありませんか。

政府は、現行法制定時、再処理などバックエンドに必要な費用は十八・八兆円だと説明していましたが、その後、まともな説明をしていません。核燃料サイクル全体で必要となる費用は総額幾らに達するのか。他方、直接処分を選択した場合の費用は幾らなのか、明確な答弁を求めます。

現行制度では、再処理等の費用の一部は、電気料金という形で国民が負担しています。政府は、本法案によって膨れ上がる巨額の費用についても、電気料金の形で、将来にわたって国民に負担させ、回収するつもりですか。

安倍政権は、二〇三〇年度に二〇%から二二%の電力を原発で賄う方針を立てています。しかも、福島第一原発事故以後、どの世論調査でも、過半数を超える国民が原発のない日本を望んでいます。この揺るぎない国民世論に反して原発を再稼働し、しかも、再稼働で生まれる核のごみの再処理費用を国民に押しつけるなど、到底認められません。

最後に、ことしは福島第一原発事故から五年、チェルノブイリ原発事故から三十年の節目の年で

す。人間社会と原発は共存できない、この原点に立ち返ることを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣林幹雄君登壇)

○國務大臣林幹雄君 藤野保史議員から七つの質問がありました。

まず、大津地裁による高浜三、四号機に対する運転差し止めの仮処分決定についてお尋ねがありました。

今回の仮処分決定に関しては、当事者間で係争中のものであり、内容に関するコメントは差し控えます。

他方、今回の仮処分に関する世論の反応を聞き、改めて感じたのは、原発の再稼働について、国民の皆様にはさまざまな御意見があるということです。

政府としては、原発について、国民の皆様への信頼回復に向け、安全最優先を旨とし、国民の皆様への理解が幅広く得られるよう、引き続き、最善の努力を尽くしてまいります。

原発の再稼働や海外への輸出ではなく、事故の収束と原因究明、全面賠償に全力を尽くすべきとお尋ねがありました。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策と福島の復興は、経済産業省が担うべき最も重要な課題です。廃炉・汚染水対策については、引き続き、東京電力を指導していくとともに、安全確保を最優先に、国も前面に立つて全力で取り組んでまいります。

また、損害賠償については、政府として、東京電力に対し、引き続き、被害者の個別の状況を丁寧把握した上で、迅速、公平かつ適切に行うよう指導してまいります。

原子力発電所の再稼働や輸出も含めた原子力政策については、安全神話の信奉が招いた福島第一原発事故を片時も忘れず、真摯に反省し、国会や政府等に設置された事故調査委員会の報告などから得られた教訓を踏まえていくべきことは当然のことと考えます。

核燃料サイクルを含めた原子力政策についてお尋ねがありました。

原発への依存度は可能な限り低減させますが、他方で、安定供給の確保、電力コストの引き下げ、CO₂排出の抑制の三点を実現しようとするば、原子力への依存度をゼロにすることはできません。やはり一定程度の原発は稼働させなければ責任あるエネルギー政策を実行できないという判断を行っております。

その中で、核燃料サイクルについては、エネルギー基本計画において、高レベル放射性廃棄物の量の減少や放射能レベルの低減、資源の有効活用などの観点から推進することとしています。使用済みMOX燃料の扱いも含めてさまざまな課題があることは認識しており、自治体や国際社会の理解を得つつ、一步一步着実に進めてまいります。

また、プルトニウムについては、同計画において、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持し、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、その適切な管理と利用を行うこととしています。これを踏まえた政策対応を進めていきます。

使用済み燃料の処分の方針についてお尋ねがありました。

我が国は使用済み燃料を再処理する核燃料サイクルを推進する方針をとっており、そのことはエネルギー基本計画で閣議決定しております。こう

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する藤野保史君の質問
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する木下智彦君の質問

した方針の検討に当たっては、総合資源エネルギー調査会に設置された審議会における十七回に及ぶ議論、エネルギーに関係する各分野の行政に責任を持つ閣僚による議論を行いました。

このような検討を踏まえた上で、我が国としては、高レベル放射性廃棄物の量の減少や放射能レベルの低減、資源の有効利用などの観点から、フランスなどと同様に、使用済み燃料を再処理する核燃料サイクルを推進する方針をとることを決めました。

本法案の対象事業及びその費用の試算についてお尋ねがありました。

本法案は、競争が進展した環境下においても、使用済み燃料の再処理等を着実に効率的に進めることを目的としています。このため、現行の積立金制度の対象としていなかった使用済み燃料についての再処理や再処理の工程と不可分なMOX燃料加工に要する費用も制度の対象としております。

これらの事業に要する費用について、政府として試算を行っておりませんが、まずは、認可法人において必要な精査がなされることとなります。政府としては、その妥当性を確認した上で拠出金単価を認可することになります。

核燃料サイクルに必要な費用についてお尋ねがありました。

現時点において、核燃料サイクル全体で必要となる費用の総額の詳細や、直接処分を選択した場合の費用について、その試算は改めて行っておりません。

なお、バックエンド事業の総事業費の大宗を占める再処理事業と最終処分事業の費用については、事業者からの最新の報告によれば、二〇〇四

年一月の審議会において示されたものと比べて、大差がないものと認識しております。

本法案に関する再処理等の費用の回収方法についてお尋ねがありました。

自由化が進化した環境下では、どのような方法で費用を回収するかは事業者が判断することであり、他方で、本法案において制度の対象としたような発電にかかわる費用は、電気の利用者から料金

の形で回収することが一般的だと考えられます。また、今回、拠出金制度の対象としている費用は、現行制度下でも電気料金で回収することが想定されているものであり、全体としての国民負担を増加させるものではありません。(拍手)

〔国務大臣馳浩君登壇〕
○国務大臣(馳浩) 藤野保史議員から二つ質問がありました。

最初に、「もんじゅ」に関する原子力規制委員会からの勧告についてお尋ねがありました。

エネルギー基本計画において、「もんじゅ」は、廃棄物減容や有害度低減等のための国際的な研究拠点と位置づけられております。

昨年十一月には、原子力規制委員会より、原子力機構にかわる新たな運営主体を特定するよう求める勧告が発出されました。

本勧告に真摯に対応するため、文科省では、昨年十二月に、私のもとに「もんじゅ」の在り方に関する検討会を設け、これまでの課題の総括、「もんじゅ」のあり方の検討、具体的な運営主体の検討という三つのステップで議論を進めているところです。

文科省として、可能な限り速やかに、「もんじゅ」を取り巻く課題を解決できるよう、引き続き

き前面に立つて対応を進めてまいります。

次に、核燃料サイクル政策のお尋ねであります。

エネルギー基本計画において、核燃料サイクルの推進は、資源の有効利用や放射性廃棄物の減容、有害度低減等の観点から、我が国の基本的な方針とされており、この方針に変わりはありません。

文科省としては、アメリカやフランス等と国際協力を進めつつ、高速炉等の研究開発に取り組んでいるところです。

引き続き、関係省庁とも連携しながら対応してまいります。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕
○国務大臣(岸田文雄) 私は、日米原子力協定についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、日米原子力協定の当初の有効期間は三十年、すなわち二〇一八年七月十六日までですが、その後は、自動的に失効するのではなく、日米いずれかが終了通告を行わない限り存続されます。

まず、現時点において、日米原子力協定の二〇一八年七月以降の取り扱いについて何ら決定はされておられません。しかし、同協定は、日米間の原子力協力のみならず、我が国の原子力活動の基盤の一つをなすものであり、極めて重要であると考えます。

政府としては、米国との間で円滑かつ緊密な原子力協力を確保すべく、今後の日米原子力協定のあり方も含め、日米原子力協力に関するさまざまな課題について、緊密に検討、協議していく方針です。(拍手)

○議長(大島理森君) 木下智彦君。

〔木下智彦君登壇〕
○木下智彦君 おおさか維新の会、木下智彦です。

ただいま議題となりました本法案について質問します。(拍手)

我が党は、原子力発電については、福島第一原発事故の教訓をしっかりと踏まえることが再稼働の条件であると訴えてきました。具体的には、原発再稼働責任法案に示したルールを整備すべきであり、それができないのであれば再稼働すべきではないと考えています。

そのような立場から、以下の質問をさせていただきます。

この法案は、我が国の核燃料サイクルの推進のために、必要となる資金を確実に確保することを目的としています。したがって、この法案について問われるべきは、まず、核燃料サイクル自体の正当性であります。

国際的な正当性という点でいえば、我が国は、日米原子力協定によつて核燃料サイクルの運用を認められています。我が党への本法案の事前説明の際、資源エネルギー庁は、この法案は、同協定への対応という面があり、核拡散への懸念を持たれないことが重要であると説明していました。

ところが、今月十七日、米国のカントリーマン国務次官補が、米国上院外交委員会公聴会で、理性的ではない形で競争が激化している、経済的にも合理性がないと、日本の核燃料サイクル政策や中国、韓国の計画に懸念を示し、事業停止が望ましいとの認識を示しています。

政府は、現時点で米国の真意をどう理解してい